

## 大学支援フォーラム PEAKS 規約

令和 4 年 9 月 2 7 日  
大学支援フォーラム PEAKS

### (設置目的)

第 1 条 大学支援フォーラム PEAKS (Leaders' Forum on Promoting the Evolution of Academia for Knowledge Society) (以下「フォーラム」という。)は「統合イノベーション戦略」(平成 30 年 6 月 15 日閣議決定)を踏まえ、大学の経営層を始めとする教職員、産業界の有識者及び関係府省職員が互いの知見を生かしながら、好事例の水平展開、新しい施策の創出と実行、各大学の経営層の育成を行うことを目的とする。

### (事業)

第 2 条 フォーラムは、前条の目的を達成するために、次の活動を行う。

- (1) 産学官が大学の経営課題や解決策などの、意見交換・情報交換を行う「場」の設置
- (2) 関係府省等への提言活動
- (3) 幹事会の運営
- (4) 全体会合の開催
- (5) 公開シンポジウムの開催
- (6) ビジョン策定委員会の運営
- (7) ワーキンググループの運営
- (8) 海外ネットワークの構築
- (9) その他目的を達成するために必要な事業

### (フォーラムへの入退会)

第 3 条 フォーラムへの入会を希望する者は、書面をもって申し込み、幹事会の承認を得なければならない。

- 2 フォーラムの退会を希望する者は、書面をもってその旨を幹事会に届け出なければならない。

### (幹事会)

第 4 条 フォーラムに、意思決定機関として幹事会を置く。

- 2 幹事会は決議した内容を、全体会合に報告するものとする
- 3 幹事会には会議の進行役として座長を置く。なお、座長及び幹事会の構成員の選任方法は、幹事会が定める。
- 4 この規約に定めるもののほか、幹事会及び全体会合の運営に関し、必要な事項は、幹事会が定める。
- 5 全体会合での討議及び議論を受け、幹事会はフォーラムの名において、関係府省に対し、必要な提言を行う。

(全体会合)

第5条 フォーラムに、全体会合を置く。

- 2 全体会合はフォーラムに入会した者をもって構成されるものとし、会議の進行役として座長を置く。なお、全体会合の座長は幹事会の座長が兼ねることとする。
- 3 座長が必要と認めるときは、構成員外の関係者の出席を求め、全体会合の討議・検討に参加させることができる。
- 4 全体会合は、ビジョン策定委員会及び各ワーキンググループにおける検討内容及び取組について情報共有・意見交換、助言を行うほか、フォーラムの運営に関する重要事項について議論するとともに、幹事会の構成員について承認の審議を行う。

(ビジョン策定委員会)

第6条 フォーラムに、ビジョン策定委員会を置く。

- 2 ビジョン策定委員会の構成員は、幹事会が定める。
- 3 ビジョン策定委員会は、フォーラムで議論すべき全体のビジョン及び目標について、議論を行う。
- 4 この規約に定めるもののほか、ビジョン策定委員会の運営に関し必要な事項は、当該委員会において別途定める。

(ワーキンググループ)

第7条 フォーラムに、幹事会の議決によりワーキンググループを置くことができる。

- 2 ワーキンググループの主査及び構成員は、幹事会が定める。
- 3 主査は、ワーキンググループを招集し、議事を総理する。
- 4 主査が必要と認めるときは、構成員外の関係者の出席を求め、ワーキンググループの討議、検討に参加させることができる。

(運営)

第8条 フォーラムの運営は、内閣府科学技術・イノベーション推進事務局大学改革・ファンド担当室（以下「大学改革・ファンド担当室」という。）において総括する。

- 2 フォーラムの運営を助け、及び庶務を処理するための事務局を、大学改革・ファンド担当室が委託する事業者に置く。

(経費等)

第9条 第2条に規定する活動（以下「フォーラム活動」という。）の開催に係る会場借料その他の経費は、事務局が負担する。

- 2 フォーラム活動への参加に係る旅費その他の経費は、フォーラム活動に参加する者の所属する大学又は機関等が負担する。

(情報の保護)

第10条 フォーラム活動を通じて知り得た個人情報及び営業秘密その他の非公開情報は、

フォーラムの活動と無関係な目的外利用又は第三者への譲渡を行ってはならない。

(改訂)

第 11 条 本規約の改定は、幹事会において決議する。

附則

この規約は、令和元年 5 月 17 日から施行する。

附則

この規約は、令和 4 年 9 月 27 日から施行する。